

特別養護老人ホーム（地域密着型・定員 29 人以下）整備事業者募集に係る評価項目

大項目	中項目	小項目	評価のポイント	
I 法人の経営等	1 経営の安定性	財務状況	短期安定性。流動比率が 120 パーセント以上か。 ※算出式 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 (%)	
			長期安定性。自己資本比率が 50 パーセント以上か。 ※算出式 自己資本比率 = 純資産 ÷ 資産総数 × 100 (%)	
			長期安定性。固定長期適合率が 100 パーセント以下か。 ※算出式 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100 (%)	
	2 社会福祉法人の運営	社会福祉法人監査の結果	過去 6 年間の監査（一般監査・特別監査）において、文書指摘事項はないか。	
			介護保険法に基づく監査の結果	過去 6 年間の介護保険法に基づく監査において、文書指摘事項はないか。
			老人福祉法に基づく監査の結果	過去 6 年間の監査（一般監査・特別監査）において、文書指摘事項はないか。
			高齢者虐待防止法に基づく立入調査の結果	過去 6 年間の高齢者虐待防止法に基づく立入調査において、虐待認定されたか。
			職員の処遇	処遇改善加算取得の状況
			職員の負担軽減	介護ロボット又は ICT を活用しているか。
	3 地域における貢献	福祉避難所	本市と福祉避難所の指定に関する協定を締結しているか。	
津波避難ビル		応募事業者が運営する施設等が「津波避難対象地域」「津波注意地域」に含まれている場合は、本市と津波避難ビルの指定に関する協定を締結しているか。		
社会福祉減免		社会福祉減免をしているか。		
II 施設整備運営方針	全体コンセプトほか	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特養の運営に当たっての全体コンセプト及び運営規程（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 7 条又は第 34 条）において定めるべき重要事項等を十分に検討しているか。 ・整備予定地が「津波避難対象地域」「津波注意地域」に含まれる場合は、津波避難の備えを十分に検討しているか。 		
III 整備予定地	区域区分	市街化区域内に位置しているか。		
	公共交通機関の利便	整備予定地の起点を建物玄関（基本設計ベース）として、半径 500 メートル以内に鉄道・バスの駅又は停留所があるか。		

大項目	中項目	小項目	評価のポイント
IV 施設計画	1 設備	居室	入所者が筆筒等の家具を持ち込める設計か。
			入所者のプライバシーを守る仕様となっているか。
		洗面設備	居室ごとに洗面設備を設けているか。
		便所	居室ごとに便所（ポータブルトイレは除く）を設けているか。
		浴室	居室のあるユニット又は階ごとに浴室を設けているか。
			浴室と脱衣場の温度差に配慮し、ヒートショックを防ぐ工夫がなされているか。
		汚物処理室	居室のあるユニット又は階ごとに、他の設備と区分して、汚物処理室を設けているか。
			換気及び衛生管理等に十分配慮しているか。
		洗濯室	通常用（清潔用）と汚物用に分けて、洗濯機を設置しているか。
		居室、廊下等	転倒時の衝撃を緩和する仕様としているか。
	看取りスペース	看取りに配慮したスペースを設けているか。	
	消防活動空地	敷地内に消防活動空地を確保しているか。	
	2 併設事業所	短期入所生活介護（ショートステイ）	ショートステイを併設しているか。
	3 経費	居住費	基準費用額を上回っていないか。
		食費	基準費用額を上回っていないか。
	4 医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア（胃ろう、バルーンカテーテル（男性・女性）、インシュリン注射、たんの吸引（日中・夜間）等）を提供できるか。
	5 障害者	障害者への配慮	障害者に配慮した設計、仕様等（光、音による警報設備の整備等）を取り入れているか。
6 周辺への影響	周辺への影響	地域密着型特養の建設により、日照、風通し、テレビ電波受診障害等の問題が生じるおそれはないか。	
7 危機管理	災害備蓄	少なくとも3日間過ごせる量の食糧、水及び常備菜等を備蓄しているか。	
	発災時の電源確保	自家発電により電源を確保できるか。	
8 耐震性	既存建物の耐震性	既存建物は最新の耐震性を確保しているか。	
V 資金計画	資金計画	資金計画	本計画に係る施設整備資金及び運営資金を保有しているかどうか。
		借入金	施設整備資金及び運営資金が不足しており、借入を行う場合は返済が可能な実現性のある資金計画となっているか。
		補助制度	市補助金を受けずに整備する計画であるか。